

都市公園内での菜園事業

提案及び実施に関する特記事項

1. 提案の対象とする公園

概ね 10,000 ㎡以上の面積を有し、建設局が所管する都市公園。

※上記面積以下の公園での事業を希望する場合は、周辺事情等の条件によるため、個別相談、検討を要します。

※主に日常的な利用頻度が低い場所での実施を想定しています。公園選定にあたっては現地の状況をご確認ください。

※菜園の面積は、当該都市公園の広場の敷地面積の 30%までとします。

※事業採択後も地域の合意を得られない場合、菜園が設置できない場合があります。既に合意が得られている場合は、その限りではありません。

2. 実施にあたっての条件 | 設置管理許可に基づく事業

本事業は、行政処分としての「公園施設設置許可」に基づき実施します。許可に関する事項を以下に定めます。

①根拠 | 都市公園法第五条

②許可期間 | 原則、設置開始日より令和 15 年 3 月 31 日まで。（およそ最長 7 年間）

※許可期間終了後も、申請者が事業継続を希望する場合は、許可期間終了前に、再度公園施設設置許可申請書を提出し、審査を受けることができます。

※許可期間満了日にて事業を終了する場合は、申請者の責任及び費用負担の下、設置許可期間の満了日までに許可物件の解体・撤去を行い、原状回復していただく必要があります。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

※設置許可使用料については、神戸市都市公園条例に基づき算定します。

※参考 神戸市都市公園条例

https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000737.html#e000000615

別表第 2(第 14 条関係) (1) 及び 同表備考 5 (令 7 条例 31・一部改正)

https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000737.html#e000002821

③設置可能施設

※菜園区画及びその他運営に必要な施設（案内看板や農具倉庫等）

※菜園の一の分区の面積は、50 ㎡以下とします。

④公園内既存施設の取扱い

- ・申請者の責任及び費用負担により、許可物件の設置に当たり支障となる施設の撤去又は改修を可能とします。撤去する場合は、移設又は代替施設の新設により、同様の機能を確保してください。既存樹木を撤去する場合は、市と協議の上、申請者の責任及び費用負担により行って下さい。

⑤費用の負担

- ・許可物件の設置及び管理に関する一切の経費は、申請者の原則負担とします。許可物件の設置に伴う不要植栽の伐採や、必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）、施設の整備及び更新も、申請者の責任及び原則費用負担により行ってください。

⑥転貸の禁止等

設置許可の期間中は、次の事項を禁止します。

- ア 第三者への許可物件の譲渡・転貸（菜園区画の貸し出しを除く）。
- イ 申請者（許可を受けた者）の地位の譲渡。
- ウ 許可物件に対して、担保権その他使用または収益を目的とする権利を設定すること。

⑦公園使用料

神戸市都市公園条例に基づき、公園施設設置における公園使用料を面積 1 m²につき 110 円／月を、本市に納付してください。

- ア 許可に係る使用料として、市民農園設置時期や開業時期に関わらず、許可面積の 1 m²につき 110 円／月を、設置許可年度内に 1 回、まとめて納付となります。
- イ 公園使用料については、消費税及び地方消費税の課税対象となりません。
- ウ 水道使用料は、実費精算とします。水道使用量算出のため、水道子メーターの設置が必要な場合は、申請者の負担により設置してください。
- エ 設置許可後、営業開始できなかった場合でも、神戸市は使用料の返還やその他補償には応じないものとします。

⑧許可の解除

- ・設置許可や協定に定めた事項の違反や使用料の滞納などが生じた場合には、許可を解除することがあります。

⑨その他

- ア 善良な管理者としての注意をもって許可物件の維持管理に努め、公園利用者等の安全、災害の防止及び美観の保持に努めてください。
- イ 設置許可した範囲内にて、事業を起因とする損害が第三者に生じたときには、申請者にその賠償の責を負っていただきます。
- ウ 利用者および周辺施設からの問い合わせや要望、苦情に対しては、申請者にて迅速かつ誠意をもって対応をしてください。

3. 菜園の管理運営

菜園の管理運営にあたっては、以下の事項を実施してください。

- ア 巡回点検、共用部（園路、倉庫等）の清掃
- イ 園内（菜園利用区画を除く）の除草やその管理処分
- ウ 栽培する植物の残滓の管理処分
- エ 幅広い方々（世代・属性等）に利用いただく広報・運営
- オ 利用に関する問合せ対応
- カ 利用者同士や周辺地域との交流が促される企画
- キ 菜園施設以外の日常清掃など、公園の維持管理を喚起するような企画
- ク 公園利用者の安全確保
- ケ その他市民農園の整備、運営に必要な項目

4. 提案採用後の実施工程とスケジュール（例）、および注意事項

基本的に以下の①～⑤の工程で進めていただきます。概ねの期間や時期を掲載しますが、詳細協議や調整に時間を要するなどが生じた場合には、前後することがあります。

①公園管理者と詳細協議、周辺地域との調整 | 2025(令和 7)年 12 月～2026（令和 8）年 2 月（概ね 3 か月）

- ・企画提案書の内容をもって事業実施を許可するものではないため、詳細な事業範囲や整備内容、スケジュール等に関して本市公園管理者と協議してください。
- ・提案公園における活動団体や地縁団体等に対し事業概要等を説明し、調整が必要です。

②菜園事業に関する協定の締結 | 2026(令和 8)年 3 月初旬予定

- ・菜園事業の基本方針、市との役割分担、今後の手続き等を確認するために、設置許可申請前に本市と協定を締結します。

③公園施設設置許可の申請 | 2026(令和 8)年 3 月初旬予定

- ・①にて協議、調整した内容にて、公園施設設置許可申請を本市に提出してください。

④設置許可、工事 | 2026(令和 8)年 3 月中旬

- ・令和 8 年度の新期（第 5 期）の県民まちなみ緑化事業の活用を予定する場合は、4 月以降の工事となります。

⑤事業開始、運営 | 2026(令和 8)年 4 月～

- ・遅くとも 2026 年 10 月中の開始とし、2026 年 11 月 1 日以降となる場合は採用を取り消す場合があります。ただし地縁団体等との調整に時間を要するなど、事業者の責によらない事情が生じた場合は、この限りではありません。

5. 参考（補助金、助成金について）

イニシャルコストに対する、公共機関の各種補助金、助成金の利用は自由です。
以下、事業利用に可能性のある支援事業を紹介します。

- ・兵庫県 | 県民まちなみ緑化事業

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html

令和8年度募集（第5期）より、市民農園整備の助成対象検討中 下記 PDF12 頁

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/documents/gaiyour6_2.pdf

- ・国土交通省 | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html

- ・農林水産省 | 農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html